

## 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

### 第 1 条による改正

#### 宮代町水道事業の設置等に関する条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第 5 条 法第 3 4 条において準用する地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) <u>第 2 4 3 条の 2 の 2 第 8 項</u>の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 3 0 万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第 5 条 法第 3 4 条において準用する地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) <u>第 2 4 3 条の 2 第 8 項</u> の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 3 0 万円以上である場合とする。</p>

### 第 2 条による改正

#### 宮代町監査委員条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(請求又は要求による監査)</p> <p>第 4 条 法第 7 5 条第 1 項、法第 9 8 条第 2 項、法第 1 9 9 条第 6 項及び第 7 項、法第 2 3 5 条の 2 第 2 項、<u>法第 2 4 3 条の 2 の 2 第 3 項</u> (地方公営企業法第 3 4 条において準用する場合を含む。)並びに地方公営企業法第 2 7 条の 2 第 1 項の規定による監査の請求又は要求があるときは、1 0 日以内に監査に着手しなければならない。</p> <p>2 法第 7 5 条第 3 項の規定による監査の結果に関する報告の送付、公表及び提出、法第 9 8 条第 2 項の規定による監査の結果に関する報告、法第 1 9 9 条第 9 項の規定による監査の結果に関する報告の提出及び公表 (町長の要求に係る監査に関するものに限る。)、法第 2 3 5 条の 2 第 3 項並びに地方公営企業法第 2 7 条の 2 第 2 項の規定による監査の結果に関する報告の提出 (町長又は管理者の要求に係る監査に関するものに限る。)並びに<u>法第 2 4 3 条の 2 の 2 第 3 項</u> (地方公営企業法第 3 4 条において準用する場合を含む。)の賠償責任の有無及び賠償額の決定は、請求又は要求のあった日から 6 0 日以内にこれを行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときはこの限りでない。</p>	<p>(請求又は要求による監査)</p> <p>第 4 条 法第 7 5 条第 1 項、法第 9 8 条第 2 項、法第 1 9 9 条第 6 項及び第 7 項、法第 2 3 5 条の 2 第 2 項、<u>法第 2 4 3 条の 2 第 3 項</u> (地方公営企業法第 3 4 条において準用する場合を含む。)並びに地方公営企業法第 2 7 条の 2 第 1 項の規定による監査の請求又は要求があるときは、1 0 日以内に監査に着手しなければならない。</p> <p>2 法第 7 5 条第 3 項の規定による監査の結果に関する報告の送付、公表及び提出、法第 9 8 条第 2 項の規定による監査の結果に関する報告、法第 1 9 9 条第 9 項の規定による監査の結果に関する報告の提出及び公表 (町長の要求に係る監査に関するものに限る。)、法第 2 3 5 条の 2 第 3 項並びに地方公営企業法第 2 7 条の 2 第 2 項の規定による監査の結果に関する報告の提出 (町長又は管理者の要求に係る監査に関するものに限る。)並びに<u>法第 2 4 3 条の 2 第 3 項</u> (地方公営企業法第 3 4 条において準用する場合を含む。)の賠償責任の有無及び賠償額の決定は、請求又は要求のあった日から 6 0 日以内にこれを行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときはこの限りでない。</p>